

くらし

3/31(日)・4/6(土)



区役所に臨時窓口を開設

3月31日(日)、4月6日(土)の両日、8時半から17時半まで区役所に臨時窓口を開設します=表=。

例年この時期の平日の窓口は、住所変更の手続きなどで大変混み合います。比較的すいている臨時窓口をぜひ利用してください。なお、一部取り扱わない業務があります。

■臨時窓口を開設する区役所の課

手続窓口・問い合わせ先		臨時窓口のできる手続き
中央区	窓口サービス課	2階 戸籍謄本・住民票の写しなどの各種証明書交付、市・県民税課税(所得)証明書交付、印鑑登録、住民異動届、戸籍届、児童手当・子ども医療費助成の申請、介護保険・高齢者福祉サービスの申請、転入に伴う乳幼児の予防接種手続き、ほか
	健康福祉課	4階 国民健康保険の加入脱退・保険料の相談、ごみ・し尿などの相談・受け付け、ほか
中央区以外	区民生活課	3階 障がい福祉・介護保険住宅改修及びリフォーム申請、保育園・児童扶養手当・母子保健関係医療費助成・特定医療費・肝炎治療費に関する申請、ほか
	健康福祉課	戸籍謄本・住民票の写しなどの各種証明書交付、印鑑登録、住民異動届、戸籍届、国民健康保険の加入脱退・保険料の相談、ごみ・し尿などの相談・受け付け、ほか

※住民票の写しの広域交付、住民基本台帳カードを利用した転入はできません。上記以外の出張所、連絡所、行政サービスコーナー、保健福祉センターでは臨時窓口を開設しません。パスポートセンターは通常どおり営業します。各種証明書はお住まいの区以外でも取得できます。詳しくは問い合わせ下さい。

■住所変更などはマイナンバーカードなど持参を

住所変更などの手続きをするときは、記載事項の変更を行いますので、変更する全員分のマイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カードを忘れずにお持ちください。マイナンバーカードの記載事項を変更するときは、カードの暗証番号を入力する必要があります。

なお、前住所地でマイナンバーカードを利用して転出の届け出をした人は、臨時窓口では手続きできない場合があります。

問 区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)

■本人確認を実施

住民票の写しなど証明書の請求や住所変更、戸籍の届け出などのときには、運転免許証などの提示により、窓口に来た人の本人確認を実施しています。これは、第三者による不正な請求や届け出を未然に防ぐため行うものです。

問 同課

市内のイベント情報は

市政



G20農業大臣会合開催記念 グルメサミット スタンプラリーを実施中



県内の飲食店など45店舗で、G20参加国にちなんだ料理や商品を提供する「G20グルメサミット スタンプラリー」を5月12日(日)まで実施しています。

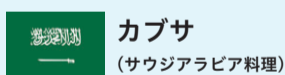
同イベントのパンフレットを参加店舗で提示すると、割引などのお得なサービスを受けられます。また、食事や買い物をしてスタンプを集めると、抽選で食事券やG20記念賞品が当たります。

身近な「食」をきっかけに、世界の国々の文化に触れてみませんか。※パンフレットは市役所本館案内、区役所、参加店舗などで配布。参加店舗や応募方法など詳しくは同イベントホームページに掲載

問 同イベント事務局(月刊にいがた編集部株式会社ジョイフルタウン内☎025-233-4501)、2019年G20サミット推進課(☎025-226-2152)



提供料理の例



※実際の提供料理とは異なる場合があります

くらし



地域の見守り活動に協力を 腕章と看板を配布



見守り活動により子どもの安全確保にご協力いただける地域団体や個人に「ながら見守り腕章」や「見守り活動周知看板」を配布します。安心・安全なまちづくりのためには、住民一人一人の防犯意識や地域全体の防犯力が重要です。見守り活動への理解と積極的な協力をお願いします。

●配布場所 区役所地域総務課(北・江南区は区民生活課、東・中央・西区は総務課)

※先着順、なくなり次第配布終了

問 市民生活課(☎025-226-1110)

■ながら見守り腕章

●対象 地域で「ながら見守り」を行う人 ※本人確認書類(免許証、健康保険証など)が必要。配布は1人1枚。団体への配布はできません

●配布開始日 あす4日

■見守り活動周知看板

●対象 子どもの登下校時などに見守り活動を行うコミュニティ協議会、自治会、町内会など ※個人への配布はできません

●材質・サイズ 樹脂製・約45cm×30cm×2mm

●配布開始日 3月25日(月)



「ながら見守り」とは 散歩や買い物、庭の水やりなどの日常生活や、配達など屋外での仕事をしながら行う、誰でも気軽に無理なくできる見守り活動。